

兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

平成28年3月23日 条例第24号

（設置）

第1条 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するとともに、森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって水源のかん養、地球温暖化の防止その他の森林の有する多面にわたる機能の増進及び豊かな自然を有する地域の活性化に寄与するため、兵庫県立森林大学校（以下「大学校」という。）を置く。

（業務）

第3条 大学校は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次代の林業を担い、地域における林業の振興等に指導的な役割を果たすことができる者を養成するための教育を行うこと。
- (2) 林業従事者に対し、専門的な技術等を習得させるための研修を行うこと。
- (3) 森林に関わる人材を育成するための研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学校の目的を達成するために必要な業務

（修業年限）

第4条 前条第1号の教育に係る大学校の修業年限は、2年とする。

（授業料等の徴収等）

第6条 県は、大学校に入学した者から授業料を、前条第2項の許可を受けた者から入学料を、大学校の入学試験を受けようとする者から入学考査料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学考査料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 月額9,900円
- (2) 入学料 5,650円
- (3) 入学考査料 2,200円

（授業料等の不還付）

第7条 既に納めた授業料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（授業料等の免除）

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。